	［略］ ab　経済センサス基礎調査規則によつて公表された令和 3 年 6 月 1 日現在における民営事業所数（事業内容等不詳事業所を除く。） O　次の算式Xによつて算定した数（当該数に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が 3 を超える場合には 3 とし、1 に満たないときは 1 とする。） 算式X O＝272.11×｛（ad－ac）／ac｝×（1／9）－1.11 ｛（ad－ac）／ac｝×（1／9）に小数点以下 4 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。 算式Xの符号 ac　令和 6 年に内閣府が公表した平成 23 年度及び平成 24 年度の県民経済計算における一人当たり県民所得の合計額を 2 で除して得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。） ad　令和 6 年に内閣府が公表した令和 2 年度及び令和 3 年度の県民経済計算における一人当たり県民所得の合計額を 2 で除して得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。） ［略］
市町村	算式 （0.15×F＋0.15×G＋0.1×H＋0.1×I＋0.1×J＋0.1×K＋0.1×L＋0.1×M＋0.1×N）×β×0.330 0.15×F、0.15×G、0.1×H、0.1×I、0.1×J、0.1×K、0.1×L、0.1×M 及び 0.1×N に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。 算式の符号 F　次の算式Ⅰによつて算定した数（当該数に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が 3 を超える場合には 3 とし、1 に満たないときは 1 とする。） 算式Ⅰ F＝47.62×｛（j－i）／i｝×（1／10）＋2.19 ｛（j－i）／i｝×（1／10）に小数点以下 4 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。 ［略］ G　次の算式Ⅱによつて算定した数（当該数に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が 3 を超える場合には 3 とし、1 に満たないときは 1 とする。）

	［同左］ ab　経済センサス基礎調査規則によつて公表された令和 3 年 6 月 1 日現在における民営事業所数（事業内容等不詳事業所を除く。 O　次の算式Xによつて算定した数（当該数に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が 3 を超える場合には 3 とし、1 に満たないときは 1 とする。） 算式X O＝251.57×｛（ad－ac）／ac｝×（1／8）－1.28 ｛（ad－ac）／ac｝×（1／8）に小数点以下 4 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。 算式Xの符号 ac　令和 5 年に内閣府が公表した平成 23 年度及び平成 24 年度の県民経済計算における一人当たり県民所得の合計額を 2 で除して得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。） ad　令和 5 年に内閣府が公表した令和元年度及び令和 2 年度の県民経済計算における一人当たり県民所得の合計額を 2 で除して得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。） ［同左］
市町村	算式 （0.15×F＋0.15×G＋0.1×H＋0.1×I＋0.1×J＋0.1×K＋0.1×L＋0.1×M＋0.1×N）×β×0.329 0.15×F、0.15×G、0.1×H、0.1×I、0.1×J、0.1×K、0.1×L、0.1×M 及び 0.1×N に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。 算式の符号 F　次の算式Ⅰによつて算定した数（当該数に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が 3 を超える場合には 3 とし、1 に満たないときは 1 とする。） 算式Ⅰ F＝48.31×｛（j－i）／i｝×（1／10）＋2.20 ｛（j－i）／i｝×（1／10）に小数点以下 4 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。 ［同左］ G　次の算式Ⅱによつて算定した数（当該数に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が 3 を超える場合には 3 とし、1 に満たないときは 1 とする。）